

# 運 航 基 準 ( 観 光 船 )

## 第 1 章 目 的

(目 的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、横浜港における航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第 2 章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第 2 条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名・気象・海象 船名	港 名	風 速	波 高	視 程
マリーンルージュ	横 浜 港 内	15m/s 以上	1m 以上	300m 以下
シーバス ZERO・ACE	横 浜 ・ 川 崎 港 内	13m/s 以上	1m 以上	300m 以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、運航を中止しなければならない。

風 速 15m/s 以上	波 高 1m 以上
--------------	-----------

- 3 監督官庁からの指示による運航停止（津波警報等）
- 4 運航管理員は、発航の中止が決定されたときは、乗船待客にその旨を知らせなくてはならない。

(基準航行の中止)

- 第 3 条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な航行が困難となるおそれがあると認められるとき、または視程が 300m 以下となったときは、基準航行を中止し、減速、変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない

(運航の可否判断の記録)

- 第 4 条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航の可否判断記録簿及び航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については判断理由を記録すること。  
記録は適時まとめて記録してもよい。

### 第 3 章 船舶の航行

(航海当直配置等)

- 第 5 条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。  
変更する場合も同様とする。
- (1) 出入港配置
  - (2) 航海当直配置
  - (3) 緊急時の配置

(運航基準図等)

- 第 6 条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者当該事項のうち必要と認める事項について、運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。
- (1) 起点及び終点の位置並びに相互間の距離
  - (2) 航行上注意すべき箇所
  - (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第 7 条 基準経路は、運航基準図に記載する常用基準経路のとおりとする。

2 可航区域の最短経路をとることを原則とするが、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 横浜航路・鶴見航路・川崎航路・京浜運河の航行は管制信号を確認し、他船の動静に十分留意して航行すること。
- (2) 航路の横切りはできる限り直角に行うこと。
- (3) 航路内航行中の他船の航行に支障を与えないこと。

(速力基準等)

第 8 条 速力基準は使用機関の 7/10 出力とし、特に気象・海象、他船の状況及び旅客の状況により速力調整を随時行うものとする。

船名 区分	マリーンルージュ		シーバス ZERO		シーバス ACE	
	速力ノット	機関回転数/分	速力ノット	機関回転数/分	速力ノット	機関回転数/分
最微速	5	600	9	1300	11	2140
微速	8	1000	11.5	1650	15.2	2700
半速	12	1300	12.9	1930	19.8	3090
全速	13.9	1450	14	2150	22.5	3350
航海速力	12.5	1300	12.5	1900	12.5	2200

(通常連絡等)

第 9 条 船長は、通常航行を変更し、又は航行の安全に必要な事項が生じた場合直ちに運航管理者へ連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。
- 3 船長は、基準航路上の次の(1)の地点を通過したときは、発航地の営業所の副運航管理者あて(2)の事項を連絡しなければならない。

- (1) 鶴見航路つばさ橋
- (2) 連絡事項
  - ① つばさ橋橋梁下
  - ② 通過時刻
  - ③ 海上模様については、横浜港内の航行であり天候の急変があった場合のみとする。
  - ④ 入港時刻に変更がある場合はその時刻

クルーズ名 通報内容	マリーナルージュデ ィナークルーズ等	超工場夜景クルーズ	羽田クルーズ
(1) 通過地点	鶴見つばさ橋	大師運河折り返し点	羽田沖折り返し点
(2) 連絡事項	①つばさ橋橋梁下	① 大師運河折り返し点	① 羽田沖折り返し点
	② 通過時刻。 ③ 海上模様については、横浜港内の航行であり天候の急変があった場合のみとする。 ④ 入港時刻に変更がある場合はその時刻。		

(連絡方法)

第 10 条 船長と運航管理者（副運航管理者）の連絡は、次の方法による。

	区 分	連 絡 先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している 地点を管理する営業所	MCA 無線電話
(2)	緊急の場合	本社（運航管理者）	携帯電話

(機器点検)

第 11 条 船長は、入港着岸前に安全な海域においてクラッチ・舵等の点検を実施し、緩やかな行脚で達着を行うものとする。

(記録)

第 12 条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を書面に記録するものとする。